

令和5年度

定期監査（財務）報告書

【監査対象部署】

都市整備部 都市計画課

あきる野市監査委員



あ 監 発 第 4 0 号
令和5年11月28日

あきる野市長
中 嶋 博 幸 殿

あきる野市監査委員 在 原 一 憲
あきる野市監査委員 子 籠 敏 人

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告書を別紙のとおり提出します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。



あ 監 発 第 4 1 号
令和5年11月28日

あきる野市議会議長
村 野 栄 一 殿

あきる野市監査委員 在 原 一 憲
あきる野市監査委員 子 籠 敏 人

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告書を別紙のとおり提出します。

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

2 監査の対象部署

都市整備部 都市計画課

3 監査の範囲

令和5年4月3日から令和5年8月31日までに執行した財務に関する事務等
(関連する事務については、当該範囲の前後とする。)

4 監査の期間

令和5年9月11日から令和5年11月27日まで
(説明聴取日 令和5年10月24日)

5 監査の着眼点

都市計画課における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて、あきる野市監査基準に基づき、監査を実施した。

6 監査の方法

関係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査及び関係職員からの説明聴取を実施した。

第2 組織の概要

1 都市計画課

(1) 組織構成及び事務分掌 (令和5年8月末日現在)

組織名	職員数		事務分掌
	課長	1	
計 画 係	係長	1	(1) 市街化区域及び市街化調整区域の土地利用に関すること。 (2) 地域地区、都市施設及び市街地開発事業の都市計画決定に関すること(ただし、都市施設及び市街地開発事業における都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第3項の協議及び関係機関との調整等を除く。) (3) 都市計画道路の計画に関すること。 (4) 建築制限等に係る行為の許認可に関すること(ただし、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に規定する行為の制限を除く。) (5) 都市計画法第56条及び第57条に規定する土地の買取り等に関すること。 (6) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に基づく届出及び申出に関すること。 (7) 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)に基づく届出に関すること。 (8) 地価公示図書の閲覧に関すること。 (9) 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)に基づく立地適正化計画に関すること。 (10) 都市計画証明に関すること。 (11) 都市計画審議会に関すること。 (12) 生産緑地に関すること。 (13) 地区計画の調査及び計画に関すること。
	主任	2	
	主事	2	

			<p>(14) 公園等の調査及び計画に関すること。</p> <p>(15) 部内の総合調整に関すること。</p> <p>(16) 部内の他の課に属さないこと。</p> <p>(17) 課内の庶務に関すること。</p>
指導係	係長	1	<p>(1) 優良宅地及び優良住宅の認定に関すること。</p> <p>(2) 宅地開発指導に関すること。</p> <p>(3) 開発行為の協議及び同意に関すること。</p> <p>(4) 地区計画の届出に関すること。</p> <p>(5) 都市景観に関すること。</p>
	主任	1	
住宅係	係長	1	<p>(1) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に関すること。</p> <p>(2) 住生活基本法（平成18年法律第61号）に関すること。</p> <p>(3) 市営住宅の計画及び管理に関すること。</p> <p>(4) 市営住宅審議会に関すること。</p> <p>(5) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）に規定する特定優良賃貸住宅の供給計画の認定等に関すること。</p> <p>(6) マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）に規定するマンション建替組合の設立認可等に関すること。</p> <p>(7) 東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例（平成31年東京都条例第30号）に基づく事務に関すること。</p> <p>(8) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に関すること。</p> <p>(9) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に関すること。</p> <p>(10) その他住宅行政に関すること。</p>
	主任	1	
	主事	2	

	課 長	1	
	係 長	3	
	主 任	4	
	主 事	4	
	合 計	1 2	

(2) 事務事業別予算執行状況（令和5年8月末日現在）

【歳入状況】【別表1】及び【歳出状況】【別表2】のとおり

第3 監査の結果

都市計画課が所管する財務に関する事務等は、監査を実施した範囲において、法令等に準拠し、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

なお、次の事項については、事務の改善または検討等を要望するものであるので、より適正で効率的な執行となるよう努められたい。

1 まちづくりビジョン検討委員の報償額について

まちづくりビジョン検討委員の報償については、秋川高校跡地及び秋川高校跡地周辺地区のまちづくりに向けた有識者会議設置要綱第7条において予算の範囲内で支払う旨が規定され、会長が月額10,000円、委員が月額9,500円で予算化されている。

しかしながら、この報償月額が決定された文書については、確認できなかったため、報償月額の決定が明確になるよう事務処理を検討されたい。

2 居住支援協議会委員の報償額について

居住支援協議会委員の報償については、あきる野市居住支援協議会設置要綱第6条において予算の範囲内で支払う旨が規定され、会長が月額8,000円、委員が月額7,500円で予算化されている。

しかしながら、この報償月額が決定された文書については、確認できなかったため、報償月額の決定が明確になるよう事務処理を検討されたい。

3 支出負担行為手続について

消耗品費である月刊図書年度の購入について、契約しているにも拘わらず負担行為手続が行われていないものを確認した。あきる野市支出負担行為手続規則においては、単価契約以外の消耗品費は、購入契約を締結次第速やかに負担行為手続を行う旨が規定されている。本件は、金額が少額であるため口頭で図書の年度購入の約束が取り交わされているが、これも契約行為であり負担行為手続は必要である。

あきる野市支出負担行為手続規則に基づき事務処理されるよう整理されたい。

4 訪問徴収について

関係職員からの説明聴取において、市営住宅使用料滞納金の訪問徴収の際に、納付書を持参しなかったことから一度庁舎に戻り、その準備をしてから同日に再訪問し、徴収した事例を確認した。この滞納者へは、督促状の送付や継続した電話催告などにより、本人との納付交渉を試みていたが、連絡が付かないため直接訪問したところ、本人と会うことができ納付に応じてもらえる状況となった。しかしながら、このような状況を想定していなかったため、再訪問することとなったものである。

このような訪問徴収は、人件費などの観点から不経済なものであり、確実な準備をすることで防止できると考える。効率的な訪問徴収に努められたい。

5 予算積算について

都市計画総務一般経費事務機器等借上料として予算化された図面複写機借上料については、平成31年度から令和5年度までの長期継続契約により月額18,260円で支出されているが、予算積算では、月額27,830円で計算されている。このことについて確認したところ、本来、月額18,260円で予算積算をするものであった。限りある財源を効率的に活用するために予算積算の際には、前年度踏襲ではなく慎重な精査によりその精度の向上を図りたい。

6 共益費負担金について

市営住宅維持管理経費負担金として共益費負担金が予算化されている。この負担金は、市営住宅に空き部屋が生じた場合、あきる野市営住宅条例第23条の規定により市営住宅の使用者が負担することとされている費用のうち、共用部分等の共益費の一部を市が負担するものである。しかし、この負担金の交付については、交付対象や条件等の定めがないため、これが明瞭となるよう交付基準等の整備を検討されたい。

7 職員体制について

都市計画課指導係は、係長1人、主任1人の職員2人体制である。このため、現場立ち会い等で係の職員が不在の場合は、計画係と住宅係がその業務をフォローするなど、横断的な対応を取られているが、指導係の職員体制として十分な状況とは言えない。

所属長は、係の業務の状況などを丁寧に把握し、必要に応じて職員数の増加を要望するなど最適な人員配置になるよう努められたい。

【歳入状況】

【別表1】

都市計画課 計画係

令和5年8月末現在(単位:円)

細節名称	予算現額	調定累計額	収入累計額	収入未済額	不納欠損額	執行率%
土地取引の規制に関する経由事務費等交付金	75,000	0	0	0	0	0.000
都市計画基礎調査委託金	0	0	0	0	0	0.000
都市計画図等売却代	75,000	8,900	9,900	-1,000	0	13.200
合計	150,000	8,900	9,900	-1,000	0	

都市計画課 住宅係

細節名称	予算現額	調定累計額	収入累計額	収入未済額	不納欠損額	執行率%
公営住宅使用料	63,768,000	64,461,400	21,059,700	43,401,700	0	33.025
公営住宅駐車場使用料	3,780,000	3,240,000	705,000	2,535,000	0	18.651
社会資本整備総合交付金	50,499,000	0	0	0	0	0.000
住宅・建築物耐震改修等事業補助金	908,000	0	0	0	0	0.000
特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金	0	0	0	0	0	0.000
社会資本整備総合交付金	9,937,000	0	0	0	0	0.000
居住支援協議会活動支援事業補助金	13,000	0	0	0	0	0.000
戸建住宅等耐震化促進事業補助金	2,003,000	0	0	0	0	0.000
特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金	0	0	0	0	0	0.000
空き家利活用等区市町村支援事業補助金	3,469,000	0	0	0	0	0.000
市営住宅弁償金	0	72,400	72,400	0	0	0.000
合計	134,377,000	67,773,800	21,837,100	45,936,700	0	

$$\text{執行率} = \frac{\text{収入累計額}}{\text{予算現額}} \times 100$$

【歳出状況】

【別表2】

都市計画課計画係

令和5年8月末現在(単位:円)

都市計画総務一般経費

細節名称	予算現額	負担行為済額	差引残額	支払済額	執行率%
都市計画審議会委員報酬	315,000	95,500	219,500	95,500	30.317
委員報償	288,000	0	288,000	0	0.000
普通旅費	125,000	21,144	103,856	21,144	16.915
消耗品費	176,000	50,592	125,408	33,261	18.898
燃料費	139,000	40,969	98,031	40,969	29.474
印刷製本費	363,000	0	363,000	0	0.000
修繕料	59,000	0	59,000	0	0.000
通信運搬費	79,000	12,600	66,400	12,600	15.949
機器等保守整備委託料	462,000	462,000	0	0	0.000
計画策定委託料	9,003,000	7,590,000	1,413,000	0	0.000
事務機器等借上料	429,000	223,088	205,912	77,008	17.951
負担金(協議会等)	26,000	26,000	0	26,000	100.000
合計	11,464,000	8,521,893	2,942,107	306,482	

国土法土地取引審査経費

細節名称	予算現額	負担行為済額	差引残額	支払済額	執行率%
普通旅費	6,000	0	6,000	0	0.000
消耗品費	38,000	0	38,000	0	0.000
燃料費	25,000	0	25,000	0	0.000
物品等購入費	44,000	42,867	1,133	42,867	97.425
合計	113,000	42,867	70,133	42,867	

都市計画課指導係

開発事業指導審査経費

細節名称	予算現額	負担行為済額	差引残額	支払済額	執行率%
普通旅費	40,000	0	40,000	0	0.000
消耗品費	44,000	5,254	38,746	1,644	3.736
合計	84,000	5,254	78,746	1,644	

都市計画課住宅係

市営住宅維持管理経費

細節名称	予算現額	負担行為済額	差引残額	支払済額	執行率%
市営住宅審議会委員報酬	200,000	0	200,000	0	0.000
普通旅費	27,000	0	27,000	0	0.000
消耗品費	128,000	39,502	88,498	39,502	30.861
燃料費	101,000	11,919	89,081	11,919	11.801
光熱水費	202,000	42,488	159,512	42,488	21.034
修繕料	10,586,000	4,919,805	5,666,195	1,106,325	10.451
口座振替手数料	37,000	1,140	35,860	1,140	3.081
保険料	537,000	536,504	496	536,504	99.908
自動車損害保険料	20,000	0	20,000	0	0.000
機器等保守整備委託料	5,989,000	5,887,553	101,447	1,391,303	23.231
事業・業務委託料	198,000	198,000	0	66,000	33.333
電算関係業務委託料	110,000	0	110,000	0	0.000
剪定・除草委託料	220,000	90,200	129,800	0	0.000
事務機器等借上料	1,017,000	1,016,400	600	338,800	33.314
負担金(その他)	180,000	0	180,000	0	0.000
自動車重量税	7,000	0	7,000	0	0.000
合計	19,559,000	12,743,511	6,815,489	3,533,981	

市営住宅ストック総合改善事業経費

細節名称	予算現額	負担行為済額	差引残額	支払済額	執行率%
事業・業務委託料	2,970,000	2,024,000	946,000	0	0.000
調査委託料	121,000	121,000	0	121,000	100.000
改良・改修工事	25,443,000	22,000,000	3,443,000	0	0.000
合計	28,534,000	24,145,000	4,389,000	121,000	

住宅政策一般経費

細節名称	予算現額	負担行為済額	差引残額	支払済額	執行率%
講師等謝礼	184,000	30,000	154,000	30,000	16.304
普通旅費	54,000	3,430	50,570	3,430	6.352
消耗品費	119,000	800	118,200	800	0.672
印刷製本費	39,000	0	39,000	0	0.000
事務処理等手数料	1,000,000	1,000,000	0	1,000,000	100.000
機器等保守整備委託料	280,000	275,000	5,000	0	0.000
計画策定委託料	13,875,000	8,575,820	5,299,180	0	0.000
剪定・除草委託料	100,000	0	100,000	0	0.000
合計	15,651,000	9,885,050	5,765,950	1,034,230	

住宅耐震助成事業経費

細節名称	予算現額	負担行為済額	差引残額	支払済額	執行率%
講師等謝礼	40,000	0	40,000	0	0.000
印刷製本費	116,000	41,781	74,219	41,781	36.018
通信運搬費	420,000	141,174	278,826	141,174	33.613
事業・業務委託料	284,000	0	284,000	0	0.000
補助金	7,600,000	2,350,000	5,250,000	1,250,000	16.447
合計	8,460,000	2,532,955	5,927,045	1,432,955	

$$\text{執行率} = \frac{\text{支払済額}}{\text{予算現額}} \times 100$$